租税特別措置法の規定による優良な宅地の造成等の認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和2年7月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正後

98第13項の国土交通大臣の定める基準をいう。

岩手県規則第50号

租税特別措置法の規定による優良な宅地の造成等の認定に関する規則の一部を改正する規則 租税特別措置法の規定による優良な宅地の造成等の認定に関する規則(昭和49年岩手県規則第37号)の一部を次のように改正する。

(定義)	(定義)
第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、	第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、
当該各号に定めるところによる。	当該各号に定めるところによる。
(1)・(2) [略]	(1)・(2) [略]
(3) 優良宅地認定基準 租税特別措置法施行令(昭和32年	(3) 優良宅地認定基準 租税特別措置法施行令(昭和32年
政令第43号。以下「政令」という。) 第19条第13項、 <u>第20</u>	政令第43号。以下「政令」という。)第19条第13項、 <u>第20</u>
条の2第20項、第38条の4第29項、第38条の5第11項及び	条の2第19項、第38条の4第29項、第38条の5第11項及び
第39条の98第11項の国土交通大臣の定める基準をいう。	第39条の98第11項の国土交通大臣の定める基準をいう。
(4) 優良住宅認定基準 政令第19条第15項、 <u>第20条の2第</u>	(4) 優良住宅認定基準 政令第19条第15項、 <u>第20条の2第</u>
<u>22項</u> 、第38条の4第31項、第38条の5第13項及び第39条の	<u>21項</u> 、第38条の4第31項、第38条の5第13項及び第39条の

備考 改正部分は、下線の部分である。

98第13項の国土交通大臣の定める基準をいう。

改正前

附則

この規則は、公布の日から施行する。